

療養病床に係る経過措置についての参考資料 (社会保障審議会医療部会(10/27)資料(抄))

病院・診療所・主な高齢者関連施設の 人員配置基準の比較

(人員配置は、いずれも入院・入所者数に対する比率。なお、診療所の一般病床には特段の定めなし。)

	病院・診療所				介護老人 保健施設	特別養護老人 ホーム
	一般病床	療養病床				
		医療保険	介護保険	転換病床 ^{※1} 平成24年 3月末まで		
医師	16:1	(病院) 48:1 (診療所) 1以上		96:1	100:1以上 常勤1以上	必要数 (非常勤可)
看護	3:1	<u>医療法施行規則本則上は4:1^{※2}</u> ただし、平成24年3月末までは6:1		看護・看護補助 あわせて3:1	看護・介護が 3:1以上	看護・介護が 3:1以上 うち、看護は 以下のとおり (左は入所者数) 0~30 :1以上 31~50 :2以上 51~130 :3以上 131~ :3+50:1
		※3	※4			
看護補助 ・介護	—	同上	同上	うち、看護が 1/3	うち、看護が 2/7	

※1 転換病床については、構造設備基準に係る経過措置も講じられている。

※2 診療所の療養病床については、平成13年改正の経過措置により看護・看護補助あわせて2:1、そのうち1人を看護とすれば足りることとされている。また、当該規定についても、経過措置により、平成24年3月末までは、看護・看護補助あわせて3:1、そのうち1人を看護とすれば足りることとされている。

※3 診療報酬では、①療養病棟入院基本料2として25:1(医療法方式では5:1に相当)まで評価、②有床診療所療養病床入院基本料として6:1まで評価している。

※4 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で6:1と規定している。

診療報酬上の区分ごとの医療療養病床数

(単位:床)

診療報酬上の区分	病院			診療所	
	療養病棟入院基本料			有床診療所療養病床入院基本料	
	入院基本料1 ^{※2} (20:1)	入院基本料2 ^{※2} (25:1)	特別入院基本料	(6:1)	特別入院基本料
病床数 ^{※1}	99,413	110,760	1,306	8,916 (1,044施設)	145 (25施設)

※1 平成22年7月1日時点。(厚生労働省保険局医療課調べ)

※2 入院基本料1については、医療区分2・3の患者が8割以上存在することも要件とされており、これを満たさない場合、看護配置が20:1であっても入院基本料2にカウントされている。

※3 医療療養病床に係る診療報酬上の評価として、上記のほか、看護配置が15:1の回復期リハビリテーション病棟入院料(一般病床・療養病床)が存在する。

療養病床の経過措置に係る論点

① 先般の介護保険法等の一部改正により、現在存在する介護療養病床について転換期限が6年間延長された趣旨を踏まえ、介護療養病床に係る医療法上の経過措置については、現在存在する介護療養病床に限り6年間延長することとしてはどうか。

② 医療療養病床について、医療必要度の高い患者を受け入れる病床に再編成するため、前回の制度改正時に看護配置基準を6:1から4:1に引き上げた。一方で、6年間は従前の取扱いとする医療法上の経過措置が設けられたが、今般、その期限が到来することについて、どう考えるか。

③ 介護療養病床の転換支援として、介護保険制度上、平成20年に「介護療養型老人保健施設」が創設されており、新たに転換病床を認める必要性は低いと考えられている中で、それに対応した医療法上の経過措置については、現在存在する転換病床に限り6年間延長することとしてはどうか。